

合を無視し組合の決議や行動に對し、相當の注意を拂はざる意義に解釋すれば是れ絶對的問題に非らかして關係的問題である。若し夫此組合の基礎鞏固にて其行動や穩健なる場合には之に對して相當の敬意を表し其意思を尊重するは資本家の當然執つべき方針ならんも、然らず組合に對しては資本家は行動の自由を留保するも何等非議すべきことではないのである。此意義に於ける團結権否認の當否は組合其物の實体に依つて分了ゝことにして之に關する本會の態度も亦概略的に説明することができないのである。尙ほ進んで團結権否認の意義に就き最も進歩せる解釋を附し資本家組合の代表的契約を否認するの場合を假定せんか、代表的契約の如きは勞働組合の將來の理想として自然の

趨勢をることは歐米の實例に依り之を明かにするこを得て土、我國に於ける現實の問題と一とは未だ輕々に論斷し難きことである。歐米諸國中勞働組合の進歩最も著しき所に於ては此事實の行はる場合少なからぬるも、我國の如き勞働組合法は未だ制定せらるか、和洋に組合の達成は幼稚なる所にありて遠かに斯の如き要求の容認を得難きは已むを得ざる事である。而して之を以て直ちに團結権の否認となすは本會の與せられた處である。

この意見書は勞働組合と團結権を是認する趣旨を明らかにしたのであるが、同問題に對して本會のとつた態度は一般社會及び労働者側の期待を裏切らざつゝ如く考へ